

第11節 自主防災組織の育成に関する計画

災害対策は、県民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。

ここで、災害発生時に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

また、既存自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

なお、本県における自主防災組織の組織率は、全国平均と比べると低く（本県53.7%、全国62.5%（平成16.4現在））、その向上が緊急の課題となっており、「オンリーワン徳島行動計画」において、平成18年度末までに組織率65%を達成することを目標としている。

（ 主な実施機関
市町村，県（危機管理局） ）

第1 災害対策の役割分担

- 1 県民の役割 自助： 「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、県民1人ひとりが自分の命や生活を守る活動を言う。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）
- 2 地域の役割 共助： 地域連携による防災活動を言い、県民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動を言う。（自治組織や民間組織が、県民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）
- 3 行政の役割 公助： 行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い県土を実現する活動を言う。

第2 市町村地域防災計画への位置づけ

市町村は、自主防災組織の結成促進及び育成を図るため、おおむね次の項目について市町村地域防災計画に定めるものとする。

- 1 自主防災組織の意義
- 2 自主防災組織の組織率の向上
- 3 自主防災組織の規模
- 4 自主防災組織の育成

- 5 自主防災組織の編成
- 6 自主防災組織の防災計画
- 7 関係団体との協調

第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市町村は次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

1 平常時の活動

- (1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- (2) 情報の収集・伝達，初期消火，救出・救護，避難等の防災訓練
- (3) 初期消火，救出・救助用の防災資機材等の備蓄
- (4) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (5) 地域における高齢者，障害者等の災害時要援護者の把握

2 災害時の活動

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止，初期消火の実施
- (3) 避難誘導
- (4) 救出救護の実施
- (5) 給食，給水
- (6) 高齢者，障害者等の災害時要援護者の安否確認，移動補助及び集団避難の実施
- (7) 炊き出しの実施及び協力
- (8) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

第4 自主防災組織の育成支援等

1 自主防災組織育成・活性化の支援

県及び市町村は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。その際、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画の促進に努めるものとする。

2 その他の地域防災活動の支援等

(1) 地域コミュニティにおける防災活動

県及び市町村は、地域コミュニティを県民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。